

誓約書

年 月 日

当別町長 様

申請事業者 住所
氏名

私（当社）は、当別町市街地空き店舗等活用促進事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私（当社）が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当別町商工会の会員であること（未加入の場合は申請を行う年度内に会員になること）を確約します。
- 2 当別町市街地空き店舗等活用促進事業補助金交付規則で定める業種にあつては、とうべつポイントカード会の会員であること（未加入の場合は申請を行う年度内に会員になること）を確約します。
- 3 新たに創業する際、特定創業支援等事業を受けていない場合は、当別町商工会が実施する「創業塾」に参加します。
- 4 農業、林業及び漁業を営む者ではありません。
- 5 公共法人ではありません。
- 6 経済団体、文化団体、特定非営利活動法人、公益法人等の非営利団体の場合、収益事業を反復継続しない者ではありません。
- 7 営業に関して必要な許認可等を取得していること（未取得の場合は営業開始までに取得すること）を確約します。
- 8 私は、当別町暴力団排除の推進に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。
- 9 次に掲げる事業を行う者ではありません。
 - ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- 10 1親等以内の親族から引き継いで事業を行う者ではありません。
- 11 仮設又は臨時の事業所等でその設置が恒常的でない事業所等で事業を行う者ではありません。

ません。

- 12 事業所等として自宅の一部を利用した場合において、生活空間と事業を行う場所が明確に区分されていない者ではありません。
- 13 都市計画法、農地法等の関係法令等に抵触する事業所等で営業する者ではありません。
- 14 過去に当別町市街地空き店舗等活用促進事業補助金の交付を受けた者ではありません。
- 15 市町村税（都市計画税及び国民健康保険税（料）を含む。）を滞納している者ではありません。
- 16 補助金交付決定のため、住民票並びに町税等の課税及び納付に関する書類を調査、照会、閲覧されることを承諾します。
- 17 市街地空き店舗等活用促進事業補助金の交付を受けた日から5年以内に廃業又は第三者に事業を売却、又は譲渡したときは、当別町の指示に従い、交付された補助金の全部又は一部を速やかに当別町に返還することについて同意します。
- 18 本誓約に反する事実が明らかになった場合、当別町の指示に従い、補助金交付決定の取り消しを受け、交付された補助金を速やかに当別町に返還することについて同意します。
- 19 町長が必要と認めた場合は、申請書及び添付書類の内容の確認に必要な書類を提出すること及び現地確認を行うことについて同意します。